

# 平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （軽油引取税）		
要望 項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）                  鉱さいバラス製造業を営む者の事業場内においてもつばら鉱さいの破碎、鉱さいバラスの集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に供する軽油について、1klにつき32,100円（32.1円/l）の課税免除。</p> <p>・ 特例措置の内容                  上記用途に供される軽油に係る軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p>		
関係条文	根拠条項：地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令附則第10条の2の2第7項		
減収 見込額	[初年度]	－（▲530）	[平年度]
	[改正増減収額]		－（▲530）
	（単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的                  ものづくり産業における基礎物資である鋼材の安定的な供給、安全・安心な国民生活や環境問題の解決につながるものづくり等を推進することによって、我が国製造業の国際競争力強化を実現する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。</p> <p>（2）施策の必要性                  幅広い産業で活用される鋼材の生産工程において必然的に生じる副産物である鉱さいを再生資源に利用できるよう加工する鉱さいバラス製造業は、その多くが中小企業であり、我が国の基幹産業である鉄鋼業の発展を支える重要な位置づけを担っている。また、鉱さいバラスは平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」として指定され、土木資材として全国各地で有効利用されており、省資源・省エネルギーの観点からもリサイクル材としての役割はますます重要となってきている。</p>		
本要望に 対応する 縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	産業育成 ものづくり																											
	政策の達成目標	我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鋼材の安定供給を確保する。本制度を通じて、企業の財務基盤の安定化に資する政策的支援を講じ、基礎物資である鋼材の安定供給が図られる事業環境を整備する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。																											
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成33年3月31日（3年間）																											
	同上の期間中の達成目標	鉱さいバラス製造事業者の経営安定を図るとともに、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2排出削減を促進する。																											
	政策目標の達成状況	本措置により、鉱さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約99%が鉱さいバラスとしてリサイクルされている）。																											
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽油使用量</th> <th></th> <th>軽油使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度</td> <td>16,335 kl</td> <td>平成29年度</td> <td>16,518 kl</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>16,697 kl</td> <td>平成30年度</td> <td>16,518 kl</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>16,777 kl</td> <td>平成31年度</td> <td>16,518 kl</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>17,381 kl</td> <td>平成32年度</td> <td>16,518 kl</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>16,572 kl</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>平成29年度以降は推計値（鉄鋼スラグ協会調べ）</p>					軽油使用量		軽油使用量	平成24年度	16,335 kl	平成29年度	16,518 kl	平成25年度	16,697 kl	平成30年度	16,518 kl	平成26年度	16,777 kl	平成31年度	16,518 kl	平成27年度	17,381 kl	平成32年度	16,518 kl	平成28年度	16,572 kl		
		軽油使用量		軽油使用量																									
	平成24年度	16,335 kl	平成29年度	16,518 kl																									
平成25年度	16,697 kl	平成30年度	16,518 kl																										
平成26年度	16,777 kl	平成31年度	16,518 kl																										
平成27年度	17,381 kl	平成32年度	16,518 kl																										
平成28年度	16,572 kl																												
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。																												
当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																												
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																											
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																											
	要望の措置の妥当性	本措置が廃止され、軽油に課税された場合、その多くが中小企業である鉱さいバラス製造業者の経営が悪化し、鉱さいの安定的なリサイクルが行われなくなるおそれがあり、こうした状況を回避するためにも、本制度は妥当である。また、鉱さいバラスは、セメント材料等として、石炭・石灰石の節約、省エネルギー、CO2排出量の削減に大きく寄与するとともに、平成12年に制定されたグリーン購入法の公共工事における「特定調達物品」にも指定されており、リサイクル材としての役割は極めて重要である。																											

税負担軽減措置等の適用実績		件数	減収額
	平成 24 年度	22 件	5.2 億円
	平成 25 年度	23 件	5.4 億円
	平成 26 年度	23 件	5.4 億円
	平成 27 年度	23 件	5.6 億円
	平成 28 年度	23 件	5.3 億円
	平成 29 年度	23 件	5.3 億円
平成 29 年度は推計値（鐵鋼スラグ協会調べ）			
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>（根拠条文：附 12 条の 2 の 7 ①、措置又は特例名：軽油引取税の課税免除の特例措置）</p> <p>税額 平成 25 年度 89,390,764 千円の内数  平成 26 年度 88,179,503 千円の内数  平成 27 年度 89,026,301 千円の内数</p>		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置により、事業者の経営の安定化が図られ、産業基盤を支える鋼材の低廉かつ安定的な供給が可能となり、我が国製造業の国際競争力の強化に寄与している。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に貢献している。		
前回要望時の達成目標	我が国製造業の国際競争力の強化を図るため、幅広い産業で活用される鋼材の安定供給を確保する。本制度を通じて、企業の財務基盤の安定化に資する政策的支援を講じ、基礎物資である鋼材の安定供給が図られる事業環境を整備する。また、鉱さいのリサイクルを通じた資源の有効利用促進、省エネルギー・省資源、CO2 排出削減を促進する。		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本措置により、鉱さいバラスの破碎、集積・積み込みのために使用する機械の動力源の用途に使用される軽油に係る軽油引取税の課税が免除され、事業者の経営安定の確保と低廉かつ安定的な鋼材の供給が図られている。また、鉱さいバラスのセメント材料等への広範な有効利用により、資源・エネルギーの節約、地球温暖化の防止、資源の有効利用促進に大きく貢献している。（鉄鋼製造工程で生成される鉱さいの約 99% が鉱さいバラスとしてリサイクルされている）。		
これまでの要望経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 39 年度（創設） 課税免除対象用途は「鉱さいバラスの集積等のために使用する機械の動力源」</li> <li>・平成 21 年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特会財源）から普通税に改められたことにより、用途制限が廃止。課税免除措置については 3 年（平成 21 年度～平成 23 年度末）存続。さらに、平成 24 年度税制改正、平成 27 年度税制改正において、それぞれ 3 年間延長。</li> </ul>		
ページ	19—3		